

第 10 期

九重町分別収集計画

大分県玖珠郡九重町

計画期間 令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月

## 1. 計画策定の意義

私たちが暮らす現代社会は、これまで快適で潤いのある生活環境を築くため、大量生産・大量消費・大量廃棄という使い捨てのライフスタイルを恒常化させてきた。それに伴い排出される廃棄物は、多様化、増大化を続けたため、処理場や処分場の確保は次第に困難になり、廃棄物処理を取り巻く環境は厳しくなった。また、近年では環境への配慮や省エネルギーへの対応が地球規模で求められており、主要な資源を外国へ頼っているこの国においては、限りある資源の有効活用が求められる。そこで、これまでの排出された廃棄物は焼却して埋め立てるという施策を見直し、廃棄物を減量化・資源化させる『循環型社会』を形成していく必要がある。

さらには、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な問題となっており、プラスチックごみの確実な回収が求められている。

本計画はこのような状況の下、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集を行い、また4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の推進により最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政の三者が、それぞれ適切な役割や具体的な推進方策を明らかにすると共に、これを公表することにより全ての関係者が一体となり取り組む方針を示したものである。

本町においては、1994（平成6）年度より分別収集を実施している。同年よりカン・ビン・金属類や古紙（新聞・雑誌・段ボール・布類等）、1998（平成10）年度からはペットボトル、2005（平成17）年度からは発泡スチロール・蛍光管・電球及び電池について分別収集を実施、再資源化に取り組んでいる。

本計画の実施により容器包装廃棄物の4R化を一層推進し、廃棄物の減量や最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用が促進され、循環型社会の形成を図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するにあたり、基本的方向を次のとおり示す。

### 『ごみの資源化及び減量化の推進』

- ・ 地球にやさしい持続可能な循環型社会の構築のため、ビン、カン、ペットボトル等の資源化を図る
- ・ プラスチック製容器包装ごみ等の分別収集、資源化に取り組み、焼却量の削減を図る
- ・ ごみの減量化推進に向けた住民への周知と啓発を図る
- ・ 4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の推進を行う
- ・ 全ての関係者が一体となった取り組みにより環境負荷を軽減する

### 3. 計画期間

本計画の期間は、2023(令和5)年4月を始期とする5年間とし、2025(令和7)年度に見直す。

### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ダンボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

区分	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)
容器包装廃棄物	477	467	458	449	440

### 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施するにあたっては、町民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

その一環として、廃棄物減量等推進審議会委員等の意見を聞き、町民、事業者のごみ処理に対する意見を把握すると共に、リサイクル活動を推進する。

- ・ 学校や地域社会の場における出前講座、リサイクル活動、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用して、町民、事業者に対して当町のごみ処理の現状について情報を提供し、廃棄物処理に対する認識を深めてもらう。更に、4Rの意義及び効果、ごみの適切な出し方等教育啓発活動に積極的に取り組む。
- ・ 町商工会等と連携を図りながら地域の商店街に簡易包装を呼びかけ、包装の簡素化を推進する。また、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底を呼びかけ、小売店での容器包装の使用の合理化を行う。
- ・ リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を行う。また生ごみ処理容器購入に対し助成を行い、生ごみの減量を推進する。
- ・ 環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録するなど、不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取り組みを行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第2号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、九重町が利用することの出来る収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		カン
主としてガラス製の容器	無色のガラス製の容器	ビン
	茶色のガラス製の容器	
	その他のガラス製の容器	
主としてダンボール製の容器		ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル、トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4項）

（単位：t）

区分	2023年度 (令和5年度)		2024年度 (令和6年度)		2025年度 (令和7年度)		2026年度 (令和8年度)		2027年度 (令和9年度)	
主として スチール製の容器	41		40		39		39		38	
主として アルミ製の容器	23		23		22		22		22	
無色の ガラス製容器	29		29		28		28		27	
	引渡 0	独自 29	引渡 0	独自 29	引渡 0	独自 28	引渡 0	独自 28	引渡 0	独自 27
茶色の ガラス製容器	24		23		23		22		22	
	引渡 24	独自 0	引渡 24	独自 0	引渡 23	独自 0	引渡 22	独自 0	引渡 22	独自 0
その他の ガラス製容器	12		12		12		11		11	
	引渡 12	独自 0	引渡 12	独自 0	引渡 12	独自 0	引渡 11	独自 0	引渡 11	独自 0
主としてダンボール 製の容器	23		23		22		22		22	
主としてポリエチレンテレフタ レート(PET)製の容器であって飲 料又はしょうゆその他主務大臣 が定める商品を入れて使用するた めのもの	20		20		19		19		18	
	引渡 0	独自 20	引渡 0	独自 20	引渡 0	独自 19	引渡 0	独自 19	引渡 0	独自 18
主としてプラスチック製 の容器包装であって上記 以外のもの	3		3		3		3		3	
	引渡 0	独自 3								

※独自処理量については、指定法人以外の入札により決定した事業者に引き渡す。入札参加事業者については、参加資格を厳格に審査した上で決定し、再商品化等を行う施設を現地にて確認する。事業者が行う再資源化は、処理ルートを明確にし、製品については国内外処理とする。

※プラスチック製品について、2021（令和3）年6月にプラスチック資源循環法が成立し、2022（令和4）年4月1日に施行された。本町でも、容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化等の導入にむけ玖珠町等と検討を行う。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務令で定める物の量の見込み

$$= \text{直前年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率については、直近5ヵ年（平成29年～令和3年）の平均値、および第2期「九重町まち・ひと・しごと総合戦略（令和2年）」で掲げた人口推計（九重町独自推計）をもとに設定。

2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)
8,614人	8,442人	8,273人	8,107人	7,945人
対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比
98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%

2028年度（令和10年度）10月1日 7,786人

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の町主体の収集体制を活用して行う。

なお、現在有志により商店等を通じて回収している飲料用紙製容器については、引き続きこれらの商店を通じて、表10-1のように分別回収を実施することとする。

表10-1 分別収集の実施主体

容器廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	町による定期収集	清掃センター
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	町による定期収集	清掃センター
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	ダンボール	町による定期回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期収集	清掃センター 町
	その他プラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装	町による定期収集	町

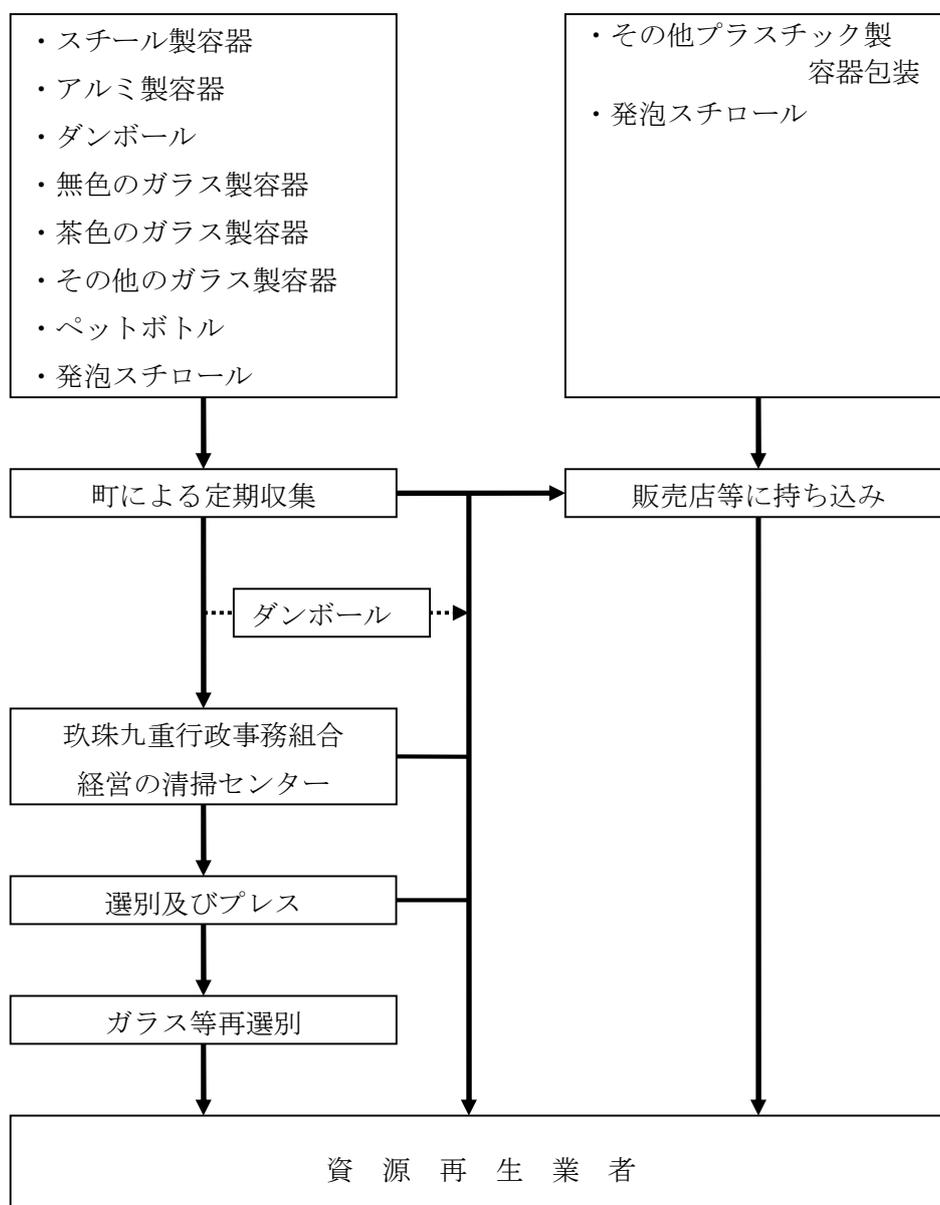
## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

カン・ガラスびん・プラスチック製容器包装については本町が所属する玖珠九重行政事務組合が運営している清掃センターで、図11-1のように今後も処理していく。

また、段ボールや雑誌、発泡スチロール等の資源ごみについては収集業者に委託収集していくものとする。

容器包装廃棄物の収集及び処理のフローチャート

図11-1



## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 町民や事業者の意見・要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑にかつ効率的に進めていくため、町民・事業者・行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を開催して推進体制を整備する。また、廃棄物減量等推進審議会委員等を核として自主的な地域リサイクル活動の推進を図る。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を行うこととする。